

施政方針

に昨年12月に防衛省への要望活動、2月に自衛隊奈良地方協力本部への要望活動、徳島県阿南市および高知県香南市への視察を行いました。

今後引き続き、駐屯地誘致の実現に向け、防衛省および関係機関へ精力的に要望活動を行ってまいります。

道路行政

次に、「道路行政」の取り組みのうち、国道24号拡幅整備につきましましては、本陣交差点から市役所下交差点までの1工区が、平成20年度から、いよいよ工事に着手されます。また、市役所下交差点から裁判所下までの2工区につきましましては、引き続き、国と一体となり用地交渉を行ってまいります。更に、3工区の設計および補償物件調査が行われる予定であります。

次に、地域高規格道路五條新宮道路(五條市域)につきましましては、県において、本陣交差点から五條インターまでを先行して事業化が進められますことは、ご案内のとおりであり、事業の早期実現に先がけて都市計画決定を行うため、県および関係機関に強く働きかけてまいります。次に、京奈和自動車道につきましましては、引き続き、大和・御所道路における御所区間の早期開通に向け、強く働きかけてまいります。

一方、市道岡7号線の改良工事につきましましては、全線330メートルの整備を精力的に行ってまいります。

また、市道中之今井線の改良工事につきましましては、今後も精力的に用地交渉を行い、全線1,400メートルの早期整備に取

り組んでまいります。

街なみ環境整備事業

次に、新町地区の「街なみ環境整備事業」につきましましては、平成19年度で終了となっております。また、修景施設整備補助事業は、これまで57件の施設を整備し、歴史的な風情のある町並みとなってまいりました。今後は、文化財保護の観点で地区全体の景観保存を図るべく、重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けて、鋭意努力してまいります。

公園整備事業

次に、「公園整備事業」のうち、五條中央公園につきましましては、今後も引き続き、火葬場から吉野川河川敷までの公園西側の整備を、平成21年度の完了を目標に進めてまいります。

次に、上野公園多目的グラウンド人工芝改修工事につきましましては、スポーツを通しての青少年健全育成、生涯スポーツおよびレクリエーション活動の場を提供できる魅力ある施設づくりを図るべく、平成20年度におきまして、多目的グラウンドの人工芝化の整備を行ってまいりる所存であります。

また、平成21年7月下旬から8月中旬にかけて、奈良県を中心に開催されます、「全国高等学校総合体育大会」のサッカー予選会場として使用されることもあり、公園全体の活性化にも繋がるものと考えております。

次に、「仮称」金剛山麓野鳥の森公園整備事業について申し上げます。事業の第一目的は、土地開発公社の経営健全化を図る

ことでありました。昨年1月に概ね10年間で土地開発公社の保有土地を処分する計画を策定し、その一つが本事業であります。平成20年度予算案におきまして、土地開発公社の用地購入費を計上し、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

更に、施設の有効利用と管理費の削減を図るべく、市で管理している上野公園、阿田峯公園および5万人の森公園の指定管理者制度の導入に向け、これまでに募集要項、仕様書の配付を行い、2月15日に現地説明会を終えたところであります。

今後の予定といたしましては、5月に選定委員会において管理者を決定し、6月議会におきましてご審議・ご議決を賜り、10月から指定管理者による管理・運営を開始してまいりたいと考えております。

地籍調査事業

次に、「地籍調査事業」につきましましては、現在調査を進めております5地区に加え、平成20年度から新たに、山田町・原町の各一部、金窪町の一部、本町1丁目、3丁目・須恵1丁目の各一部、今井3丁目および西吉野町茄子原・平雄の各一部の5地区の調査を実施する予定であります。

みどり園大規模改修事業

次に、「みどり園大規模改修事業」につきましましては、施設の延命化および環境保全を図るべく、焼却施設、排煙施設などの改修工事を、平成20年度から3か年事業で行ってまいります。

改修工事にあたりましては、市民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう、工事並びに処理業務を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

下水道事業

次に、「下水道事業」の取り組みについて申し上げます。本市の公共下水道普及率は、本年度末で55パーセントに達する見込みであります。

平成20年度におきましても、引き続き、市街地を中心とした整備区域の拡大に取り組むと共に、水酸化促進を図るべく、精力的に戸別訪問を行い、市民の皆様のご理解とご協力を求めてまいります。

住宅行政

また、野原地区の県流域下水道事業につきましましては、平成22年度末の完成に向けて計画的に事業が進められております。

次に、「住宅行政」の取り組みについて申し上げます。入居者の火災による被害の軽減を図るべく、住宅用火災警報器の設置を計画的に行ってまいります。また、住宅使用料の徴収につきましましては、貴重な財源確保を図るべく、精力的に取り組んでまいります。

更に、市営住宅の耐震化を図るべく、平成20年度におきまして、今井団地および東田中団地の1・2号棟の耐震予備診断を実施してまいります。

人権行政

次に、「人権行政」の取り組み